

立会調査は当調査室の指導のもとに、所管監区調査担当職員が行い、それぞれ遺構遺物の有無確認をした。本年度の立会調査は改修工事箇所が多く、二、三、五、九、二、三、一四、二〇の掘削は既設箇所範囲内であって、そこを嚴重に調査したが、掘削内にはいづれも前回布設のもののみが確認され、埋戻し土中にも一六を除き遺物は認められなかった。

一六の景行天皇陵鳥居改修では基礎部前回埋戻し土中から、土師器片一、土師質土器片一、陶器片一が採取された（後掲参照）。

その他の箇所は次の通りである。

四は神武天皇陵附属地の県道沿東側で、橿原市が行った工事を立会ったもので、長さ九〇メートル、幅六五センチ、深さ五、一〇センチを掘削したが、ほとんど腐葉土、埋土であった。

一〇は吉野如意輪寺内にある後醍醐天皇陵の南西部斜面地の崩落防止工事の立会いであるが、ここは岩盤層で、ところによってそれが風化している箇所で、人工的なものは何も認められなかった。

三は神武天皇陵御休所東側に浄化槽を埋設するための工事に伴うもので、約二・四メートル×一・四メートル、深さ約二メートルを掘削した。ここは旧庁舎の跡地で、掘削内は基礎コンクリート片などがあり、その下は茶褐色粘土層で、遺構遺物はなかった。

このほか、昭和天皇崩御により八王子市武蔵陵墓地内に武蔵野陵が営建されることになり、平成元年一月に当調査室が各陵墓監区調査担当職員の応援を得て緊急調査を行った。引き続きの工事に立会っている

が、結果はいずれ本紀要に報告する予定である。

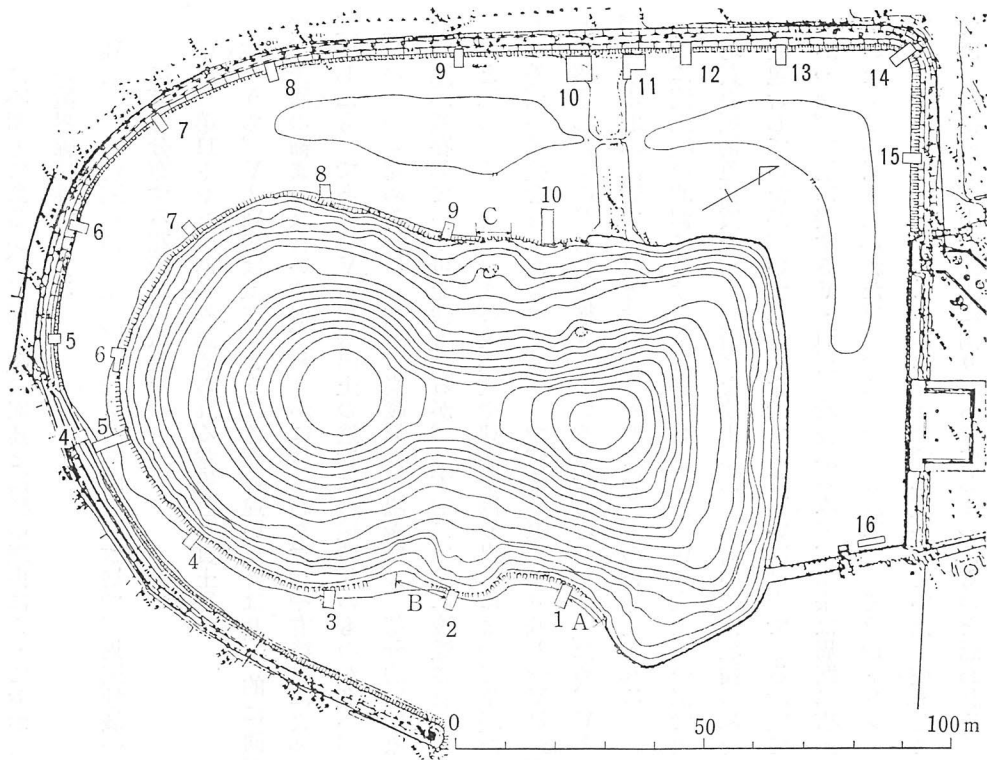
また本年度は京都市相国寺内にある伏見宮墓地にある貞常親王以下七十五基の石塔銘文調査を行った。
(飯倉晴武)

身狭桃花鳥坂上陵整備工事箇所の調査

宣化天皇身狭桃花鳥坂上陵の外堤内法は、護岸用のソイルセメントで覆われている。これは昭和四十六年度に施工したものであるが、意外と波浪に弱く、浸食が著しくなっていた。このため、当部では平成二年度に石積みに改修する計画を立てた。また、これにあわせて渡土堤改修、樋門改修などの工事も予定している。そこでその事前調査を昭和六十三年十二月十六日から二十七日までと、翌平成元年一月二十三日から二十六日までの計十六日間にわたって実施した。この間、一月二十五日には考古学・地質学及び土木工学の専門家の現地検分を願い、各々の立場からの指導・助言を賜った。

調査は西側外堤内法裾に一〇箇所（第4、9、12、15トレンチ）と同裾下に二箇所（第10、11トレンチ）の他、渡土堤西側裾下一箇所（第16トレンチ）のトレンチを設定して進めた（第1図）。トレンチ番号が第4トレンチから始まっているが、これは昭和五十一年度に西側外堤上に設けて調査した三本のトレンチと通し番号にしたものである。

なおトレンチの規模は、外堤内法裾のものが幅二メートル、長さ三、



第1図 身狭桃花鳥坂上陵調査箇所的位置 (1/1500) ゴシックは昭和63年度調査のトレンチ番号。
他は昭和45年度調査箇所を示す。

五メートルである。法掘下では第10トレンチが五×五メートル、第11トレンチは三×五メートルのトレンチの南西隅を幅一・五メートル、長さ二メートルにわたって拡張した。また、第16トレンチは幅一・五メートル、長さ六メートルである。

基本的層序は比較的単純で、全トレンチに共通するものが多い。

I層 外堤上の表土。

II層 濠内堆積のうち、ソイルセメント布設以後の新しく堆積した分。

III層 昭和四十六年施工のソイルセメント層。外堤法面を均等の厚さで覆っているが、下底部では断面V字状により厚く置いて補強している。

IV層 ソイルセメント布設以前に打ち込んだ護岸用杭設置時の攪乱層。

V層 褐色系の粘質土からなる。現外堤を形成する築堤土層。昭和五十一年度の調査によれば、外堤中心部は粘土刃金様に築かれており、これを被覆する土層に相当するものと思われる。なお濠側のVI層及び下方のVII層との境界は不明瞭である。このうちVII層との差異は、本層が若干の有機質を含んでいるのに対して、VII層の方は均質で硬く締まっております遺物を含まないことなどが挙げられる。

VI層 現濠底に堆積する土層で、青灰色粘質砂層。VII層との境界

は不明瞭であるが、V層の項の記述と同様の理由によっておおよその境界線は推定できる。

VII層 青灰色粘質砂（土）層。当陵築造時の基盤層で、周辺地域一帯に広く分布する花崗岩の風化層。

VIII層 第11トレンチにのみ認められる黄褐色粘質土層。

右のうち、VとVII層は上述のように色調の違い以外は基本的に同質で、土層の縮まり具合の他、わずかに含まれた遺物や有機質によって区別したものである。V・VI層出土の遺物は古墳時代のものが多いが、近世のものも認められる。従って当陵周濠の現濠底は、部分的には原初の状態が残存している可能性もあるが、基本的には既に浚渫されているものと思われる。また濠底の浚渫土やVII層の削り出しによって築堤ないしは外面の補強を行ったもの（V層）で、その際の削り残しやV層が崩れて落下したものがVI層を構成しているであろう。このため、VとVII層は基本的に同質で、見分けを難しくしているものと考えられる。

次に渡土堤の北側に設けた第11トレンチでは、VII層直上の一部で比較的均質の黄褐色粘質土層（VIII層）を検出した。本層中には埴輪のみを若干数包含していたが、いずれも破片であって互いに接合できる状態ではなかった。本層に接するV・VI層の状況からみて、本来は周囲に広がっていたものが削り取られた残部であろう。これに対して第10トレンチでは、黄褐色粘質土がV層の中にブロック状に点在していた。従ってここでは、黄褐色粘質土層は既に削り取られてしまったものと思われる。こ

の黄褐色粘質土層は埴輪片のみを包含しており、当陵築造後の比較的早い時期に堆積したものである。以上のように、本層は明瞭に他層と区別できるものである。

次に各トレンチの概況を記しておこう。

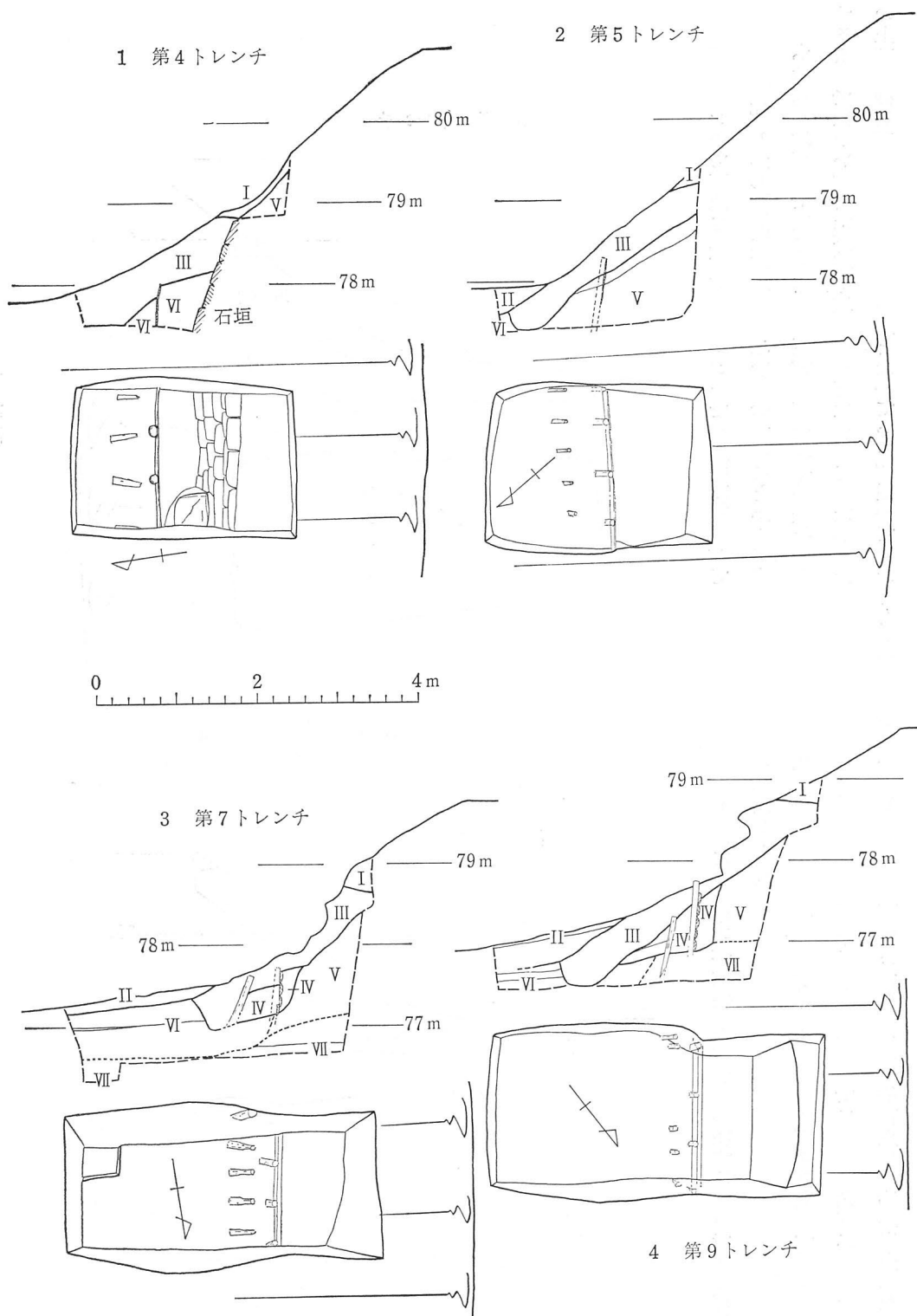
第4トレンチ（第2図1） 後背部に設定した。この区域は当陵の基盤となっている尾根の基部にあたる。周辺は当陵の中で濠幅が最も狭く、外堤との比高差も最大である。表土下には石垣が設けられていたが、ソイルセメントによって覆われていた。この石垣は部分的なもので、西隣りの第5トレンチではみられない。本トレンチの外堤には民家が建っていることから、この保護のために設けたものであろうか。

第5・6トレンチ（第2図2・第3図5） 後背部に設けたトレンチ。外堤法裾の崩壊防止用杭に伴う攪乱は、明瞭には見い出せなかった。第6トレンチの最下部で、VII層を一部確認できた。

第7・9トレンチ（第2図3、4・第3図6） 後円部西側面に対応する位置に設けた。第7・9トレンチの最下部ではVII層を検出したが、既述のように上層との境は明瞭ではない。

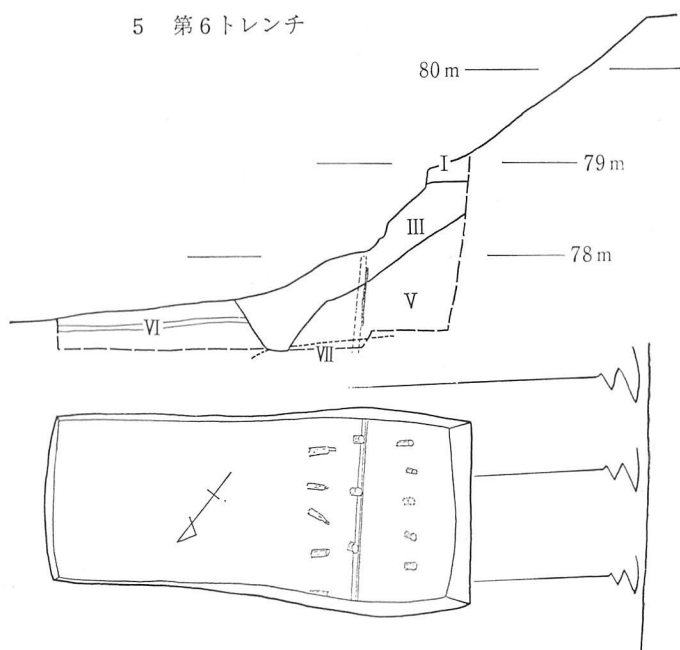
第10・11トレンチ（第4図7・8） 当陵には前方部西側面と外堤を結ぶ渡土堤状の高まりがある。この高まりは平常は水没しているが、水位が下がると明瞭に姿を現わす。

両トレンチは、この高まりが本来の渡土堤か否かを確認するために設定したものである。その結果、上述のように他には見られなかったVIII層

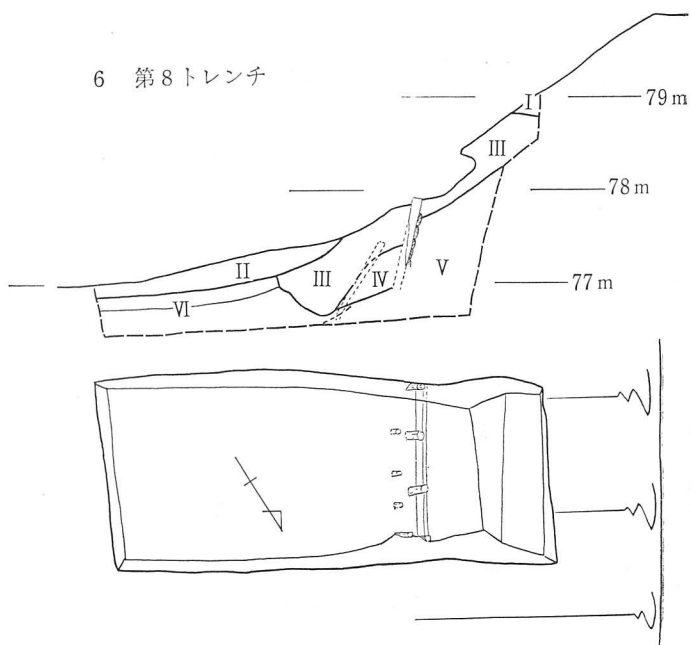


第2図 身狭桃花鳥坂上陵トレンチ平面および断面(1) (1/80)

が第11トレンチで確認され、第10トレンチでも過去に存在していたことが窺われた。しかしⅧ層は埴輪片のみを包含することから、当陵築造後の早い時期の埴輪層ではあっても、最初の渡土堤や外堤そのものを構成するものではない。また葺石や埴輪列などは検出されなかった。高まりの上部は砂層で、その下はⅤ・Ⅵ層となっている。従って少なくとも今



0 2 4 m

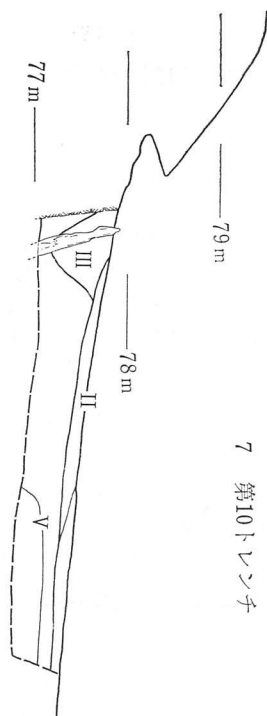


第3図 身狭桃花鳥坂上陵トレンチ平面および断面(2) (1/80)

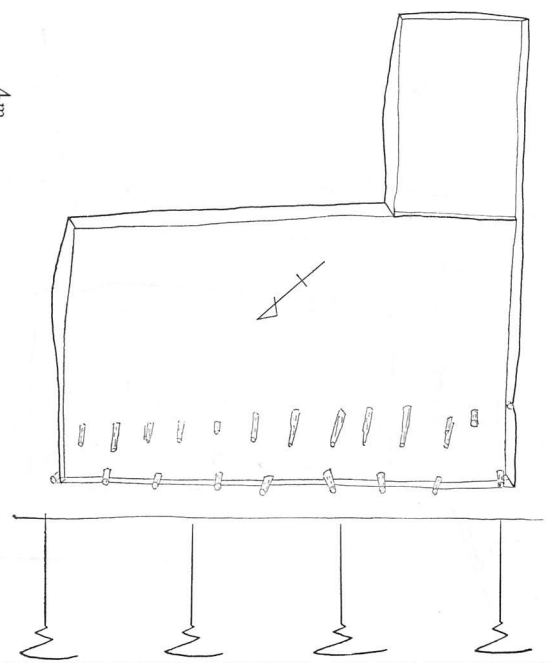
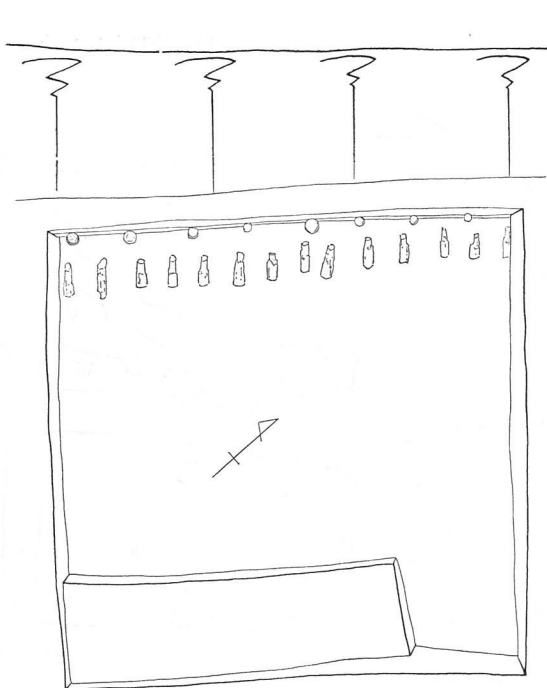
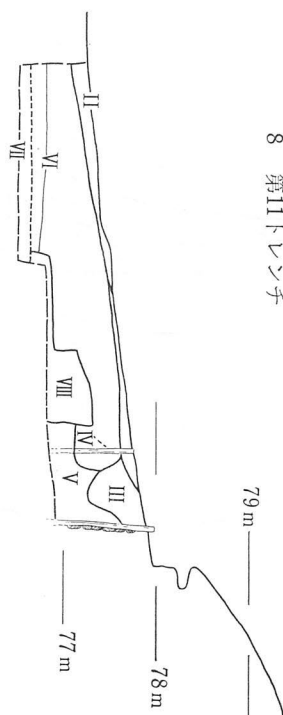
回の掘削範囲では、渡土堤が築造当初から存在するものである可能性は認められなかった。

第12～15トレンチ(第5図9～12) 前方部側外堤西北隅角部周辺に設けた。埴輪の状況は各トレンチに共通である。隅角部に設けた第14トレンチのⅤ層から、大半を埴輪が占める約百点の遺物が出土したが、こ

7 第10トレンチ

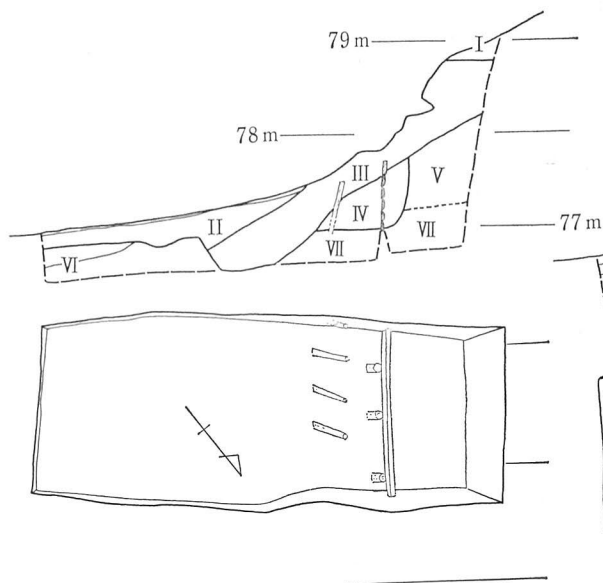


8 第11トレンチ

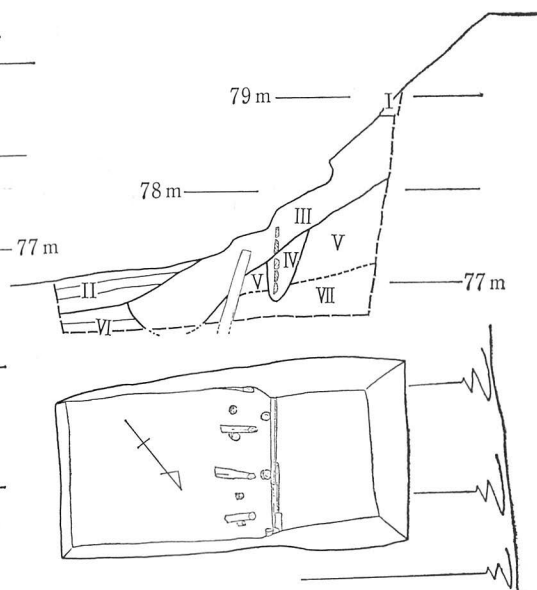


第4図 身狭桃花鳥坂上陵トレンチ平面および断面(8) (1/80)

9 第12トレンチ

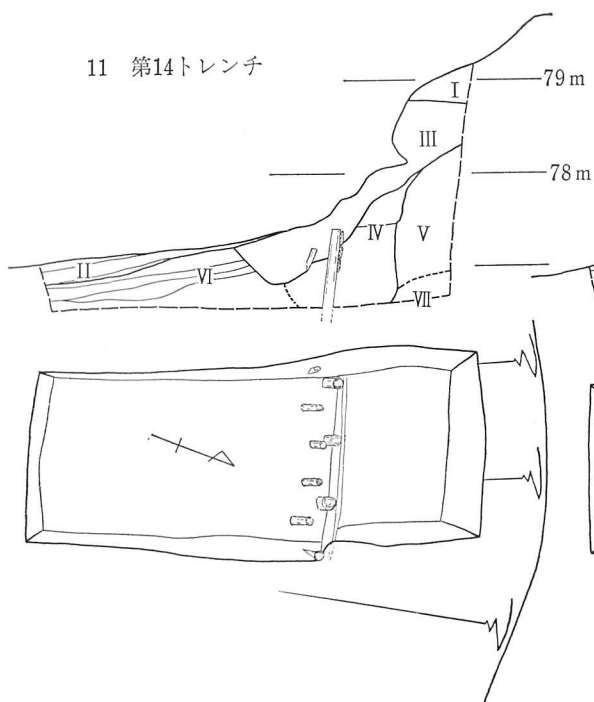


10 第13トレンチ

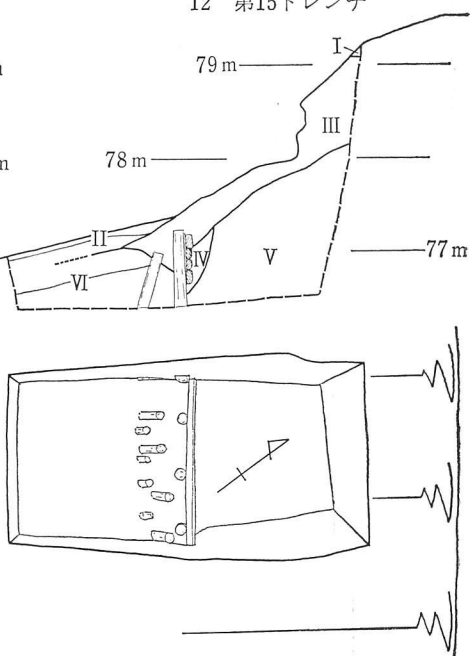


0 2 4 m

11 第14トレンチ



12 第15トレンチ



第5図 身狭桃花鳥坂上陵トレンチ平面および断面(4) (1/80)

れは今回の調査範囲では最も出土量が多い地点である。

第16トレンチ 渡土堤西側裾下に設定した。○・七〇・八メートル下まで掘削したが、近年の堆積土ばかりで出土品も特定の年代に集中するようなことはなかった。

以上の結果、計画通り施工しても支障ないものと判断された。

出土品の総数は三五〇点弱であり、そのうち約二五〇点、七割以上を埴輪が占める。その他には陶磁器、瓦の割合が多く、土師器・須恵器は少ない。埴輪は、第13トレンチを除く各トレンチから出土している。その出土量には多少があり、第7・10・11・14トレンチからの出土量が多い。細片となっているものも多く、また磨耗を受けているのも多々認められる。原位置を保つものは皆無である。形象埴輪が認められないことにも注意しておきたい。

埴輪円筒(第6図1～第7図27、図版三)

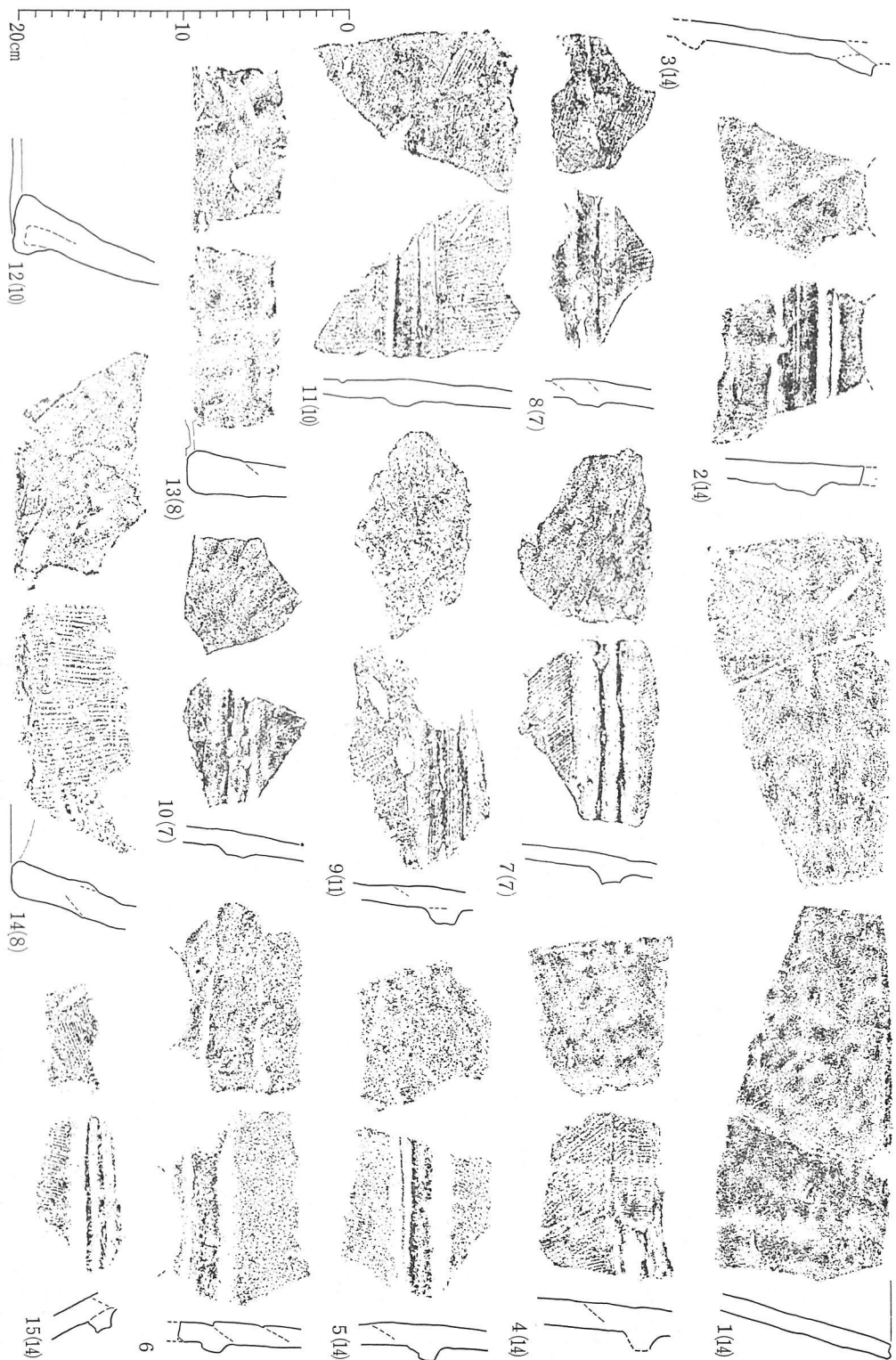
赤褐色もしくは橙褐色を呈す埴質の焼成のもの(1～6・12・13・15)、青灰色、赤紫色を示す須恵質のもの(10・11)、および両者の中間的な焼成を示す硬質のもの(7～9・14)がある。量的には、埴質のものが多く、次いで硬質、須恵質のものが占める。黒斑は認められない。胎土は白色の小砂粒を含むものが多いが、木目の細かい精選された土を使用したものもある。

口縁部(1)は一点のみ出土している。緩やかに外上方にのびる形態のものであり、端部をわずかに凹ませている。口縁端部付近は横撫でを

行っているが、他は斜め方向の撫でを基調としている。ただ、器面全体に数センチ単位のわずかな凹凸が認められることから、事前に押えを主とした成形・調整を行っていることが窺える。内面は磨耗しているところが多いが、撫でによる調整であろう。口径四二センチ前後のかなり大型の製品に還元される。

胴部外面は、基本的に右下がりの斜め刷毛目であるが、一部に右上がりの斜め刷毛目(5)、縦刷毛目(11)を施しているもの、斜め刷毛目の後、撫でを加えたもの(10)、さらには前述の口縁部と同様の調整をしているもの(2・3)がある。1～3は木目の細かい胎土を使用しており、ひとつのまとまりを有するものとして、考えることができる。

4では突帯の剥離部分に、一次調整としての縦刷毛目が認められる。突帯接合のための沈線などは刻されていないようである。刷毛目は、幅一センチあたり四本ぐらいのもの(8)から一四本を数えるもの(4)まで粗密があるが、六本前後の比較的粗いものが多い。刷毛目の本数と形態や手法上の対応関係は明確にしない。内面の調整は斜め刷毛目によるもの(8・11)もあるが、基本的には撫でによって仕上げている。突帯は、一部に断面三角形に近い形状を示すもの(2・3)があるものの、そのほとんどが突出度のあまり高くない台形を示す。そのなかにあつて、9などは比較的突出度の高い例である。また、5では突帯の下辺に段差を伴っており、特色ある形態をなしている。巻き上げ、もしくは積み上げの単位は三～四センチのものが確認され、なかには指状のもの



第6図 身狭桃花馬坂上陵の出土品(1) (1/4) ()内数字は出土モノゾナ番号を示す。
ただし、6は後門部西側採来品。

で、強く斜方向に押えつけた擬口縁を観察できるものもある。透孔は円形以外は認められない。胴部の径は、その位置関係によって異なるため、一概に比較はできないものの、目安として記すれば、二三センチ(9)～三四センチ(7)に復元される。破片のカーブから考えて、この範囲に含まれない資料も認められる。

底部は、外面を縦刷毛目で仕上げたもの(14)、さらに撫でを加えたもの(13)がある。13の下端部には、横刷毛目も認められる。内面は斜方向に強く撫でている。特に端部は、強い指押えを併用しつつ、形をととのえている。12では、断面に周囲を補強した痕跡がうかがわれるとともに、底面上八センチの高さに突帯の痕跡をとどめており、突帯がかなり低い位置にめぐっていたことが知られる。底面には、紐状の痕跡が観察される箇所が多い。底径は二三センチ(13)、三〇センチ(14)に復元される。

朝顔形埴輪(第6図15)

朝顔形埴輪と断じえるものは少ない。15はその肩の部分であろう。淡橙褐色を呈す薄手の埴質の製品である。縦方向に近い斜め刷毛目で仕上げている。内面にも斜め刷毛目が認められる。

以上、本陵外堤出土の埴輪は、色調・焼成・胎土という外見上の特色も、さらには調整手法上においても、極めて多様性のあることがうかがわれよう。すでに報告済の外堤出土品(本誌第29号参照)、および後述の墳丘部出土品と比べても、大きな差異はないようである。

弥生土器・土師器(第7図16～18)

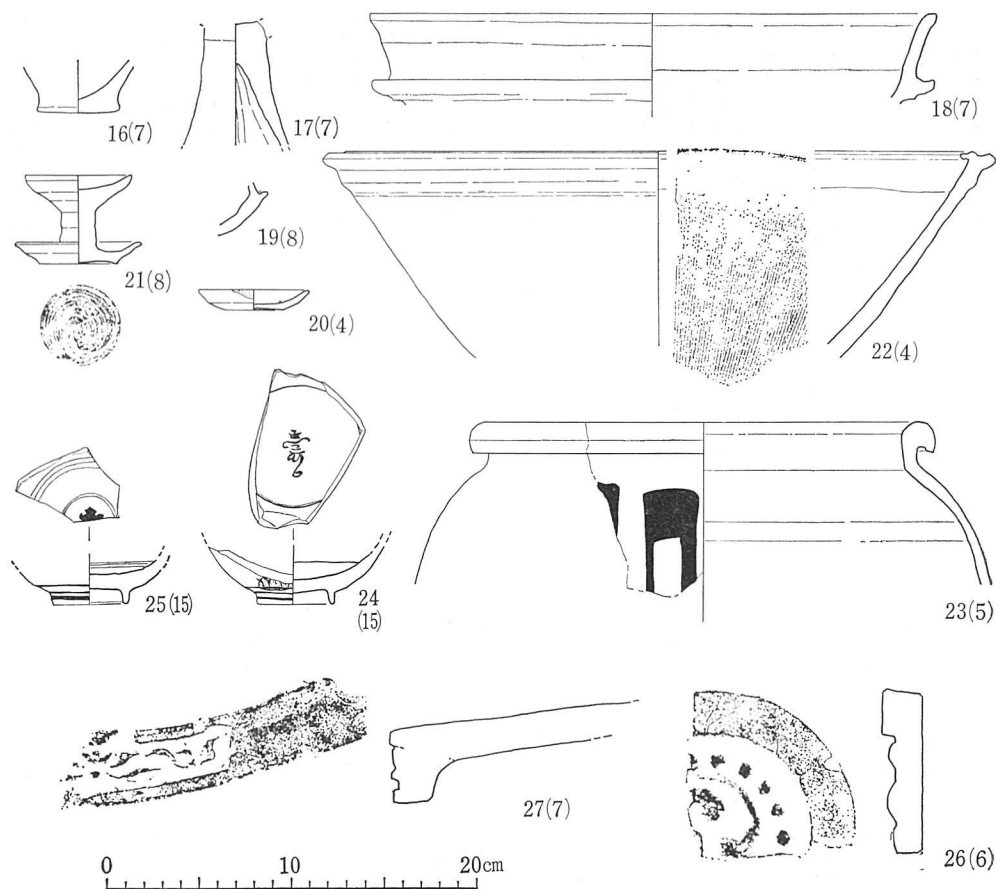
出土量は一〇点に満たない。16は甕の底部。一旦すばまりながら底面付近で広がる平底の製品である。内外面とも磨耗が著しく、調整手法は不明。内面は淡黒灰色を呈す。弥生時代後期の製品であろう。17は高坏の脚部である。坏部との接合部分をよくとどめている。内面には絞り痕を認める。18は口径三〇センチに復元できる土師質の製品である。羽釜であろうか。緩やかにまっすぐ外反する口縁部と、先端部を丸くおさめた短い鰐部を有す。

須恵器(第7図19)

坏身、甕の小片など三点出土している。坏身(19)は、立上がり上半部を欠いており、その高さを明らかにしえない。正確な口径、最大径の復元は難しいものの、残存部のカーブから考えると、比較的大型の部類に属するようである。体部下半にはヘラケズリの痕をとどめている。体部に、先端の鋭利な道具で刻された二条の細く浅い沈線が認められる。暗灰色を呈するやや焼成の甘い製品である。

陶器(第7図20～23)

埴、皿、鉢、甕などが一五点ほど出土している。20・21は瀬戸・美濃系の灯明皿である。21では受皿を伴っている。底部には糸切り離し痕をとどめている。22は摺鉢で、特徴ある口縁を示す。炆器質の焼成で、内面には細かい卸目が刻されている。23は、鉄地に白濁釉を流し懸けた甕である。口縁部は大きく折り返しているが、頸部には接していない。



第7図 身狭桃花鳥坂上陵の出土品(2) (1/4)

瀬戸・美濃系の製品であろう。

磁器(第7図24・25)

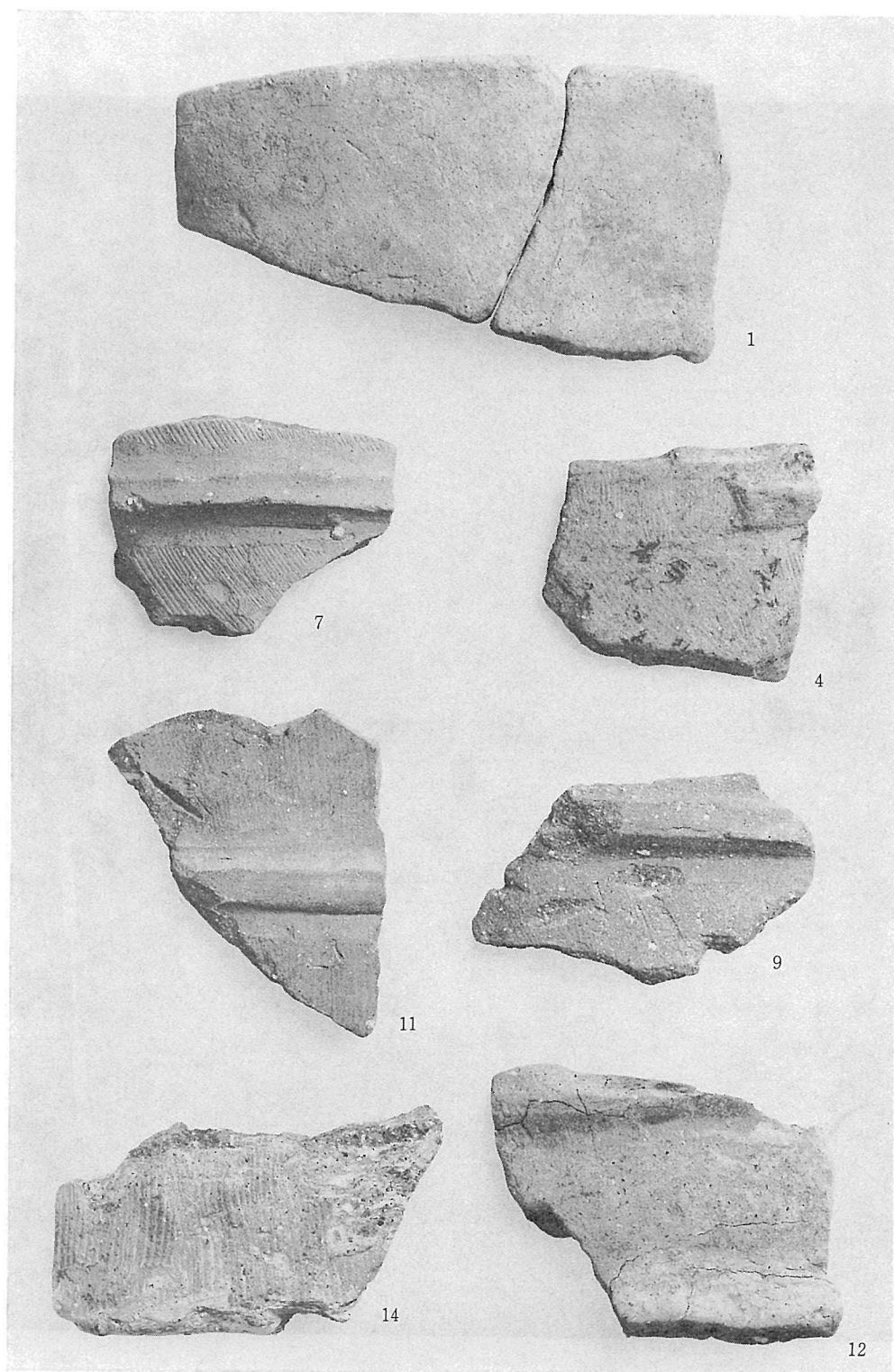
碗や皿など二〇点余り出土している。そのほとんどは肥前産の染付である。図示しえたものは、いずれも碗である。24は見込みに「壽」を配した厚手の染付の製品。高台畳付の部分は無釉である。外面には草花文が描かれている。25は、見込み蛇ノ目釉ハギを行い、その内部にコンニャク印判の五弁花が認められる。

瓦(第7図26・27)

三〇点以上、出土している。付近に人家の多い第4トレンチからの出土量が多い。いずれも黒く燻した近世以降のものである。軒丸瓦(26)は、中心に巴文を置き、まわりに珠文を配したものである。径は約一六センチに復元できる。27は、形態上、軒平瓦・軒棧瓦の区別がでないものである。大振りの唐草文を瓦当面としている。(土生田純之・福尾正彦)

昭和四十五年度 身狭桃花鳥坂上陵整備工事に伴う事前調査

宣化天皇の身狭桃花鳥坂上陵は、一大群集墳である。樫原市新沢千塚古墳群の一角にある全長一三八メートルの



身狭桃花鳥坂上陵の出土品